

競争入札参加資格事項に変更があったときの取扱い

登録内容に変更があったときは、速やかに「競争入札参加資格関係事項変更届」に「その変更事項を証する書類」を添付して提出してください。

なお、様式、添付書類の内容は次のとおりです。

複数の部門で登録している場合は、それぞれの部門ごとに変更届を提出してください。

1 建設工事部門、設計等部門

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請となります。下記北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより、申請方法を確認して申請してください。

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けるので、別海町役場総務部財政課へ連絡してください。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

URL : <http://www.hoctec.info/kyoshin/>

2 物品・役務部門

インターネットによる電子申請（Logo フォーム）となります。下記のいずれかにより申請方法等を確認して申請してください。

町ホームページ

URL https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/shikaku_henkou/

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請を受け付けるので、別海町役場総務部財政課までご連絡ください。

- 合併・譲渡等により資格登録者が変更する場合、登録業種は前回登録業種（合併・譲渡前）のままとなり、追加で新規業種を登録できませんのでご注意ください。

3 資格審査変更事項添付書類一覧表

変更届に添付する「その変更事項を証する書類」については、次の表を確認してください。

変 更 事 項	添 付 書 類					摘 要
	商業登記簿謄本	許可通知書	委任状	技術者名簿	事実を証する書類	
商号・名称に変更があったとき	○					
組織に変更があったとき	○					個人→(有)→(株)
代表者に変更があったとき（本店登録）	○					
本店の代表者に変更があったとき（支店登録）						
受任者に変更があったとき			○			
所在地に変更があったとき （本店・支店・営業所等）	○					個人の場合、住民票又は営業証明書を添付
電話番号に変更があったとき （本店・支店・営業所等）						
資本金に変更があったとき	○					
許可換え（知事←→大臣）		○				
許可の業種・区分の変更		○			○	業種追加・廃業
許可番号の変更		○				主たる所在地の移管
許可の更新		○				

4 営業の移転・譲渡等に係る資格変更内容及び添付書類

合併により法人新設及び営業譲渡等を受けた者が資格者でない場合、以下の必要書類を添付してください。

(1) 資格者の営業が相続により移転した場合

当該相続を証する書面及び相続をした者に係る市区町村が発行する身分証明書

(2) 資格者の営業が合併により移転した場合

合併契約書の写し、合併された企業の場合は当該法人の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記未了のときは、合併に係る総会議事録の写し）

個人の場合は、当該合併を証する書面及び合併により新設した法人に係る資格審査申請書の添付書類

(3) 資格者の営業譲渡の場合

ア 譲渡を受けた者が資格者の場合

当該譲渡に係る契約書の写し及び商業登記簿謄本（個人の場合は契約書の写しのみ）

イ 譲渡を受けた者が資格者でない場合

当該譲渡に係る契約書の写し及び資格審査申請書の添付書類

(4) 中小企業協同組合（企業組合を除く。）である資格者がその構成員（資格者である組合員に限る。）を変更した場合

新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面、組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

(5) 企業組合である資格者又は協同組合である資格者がその構成員を変更した場合

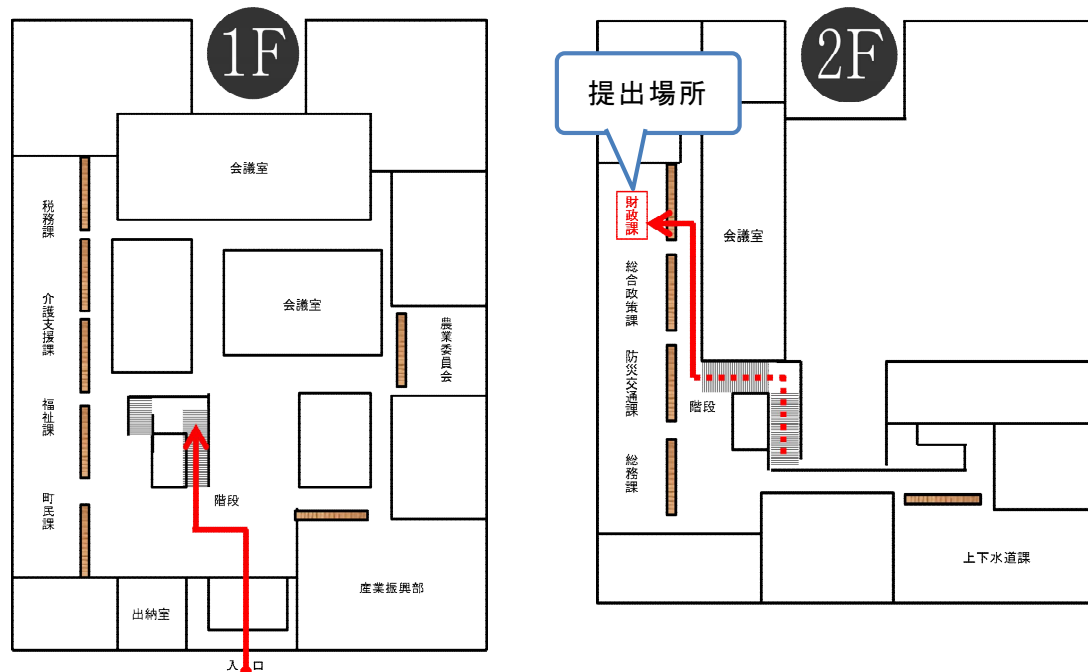
新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面、組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

5 申請書の提出先及び送付先

(6) 持参の場合の提出場所

別海町役場 2 階 財政課

※役場庁舎 2 階の奥の窓口になります。庁舎内案内図は、次のとおりです。



(7) 郵送の場合の送付先

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町 2 8 0 番地
別海町役場 総務部財政課 契約管財担当 宛